

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、和歌山県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議の議長は、知事が務める。

2 議長は、会議を招集し、進行する。

3 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、教育委員会に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

4 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により知事に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求める場合は、文書により求めるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由がある場合については、この限りではない。

(会議の構成員)

第3条 会議は、法第1条の4第2項に掲げる者の他、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 副知事

(2) 総務部長

(3) 環境生活部長

(4) その他議長が必要と認める者

(遵守事項等)

第4条 傍聴者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議長及び係員の指示に従うこと。

(2) 会場の秩序を乱し、議事運営の支障となる行為をしてはならない。

2 議長は、前項第2号の違反があった場合は退場を命令することができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の経過

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録及び会議に配付した資料は、原則として公表とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、議長は議事録及び配付資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育庁教育総務局総務課において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月27日から施行する。